



監査告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年12月2日から同月25日まで実施した財政援助団体等監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年1月29日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 衛藤 義弘

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 津房地区まちづくり協議会
所管課 安心院支所 地域振興課

2. 監査の期間 令和6年12月2日から令和6年12月25日まで

3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年3月14日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。

①繰越金の内訳が不明瞭なもの

②支払調書に記載された金額が領収書の合計金額と整合していないもの

③交付申請書をすみやかに提出していないもの

④交付金積立計画協議書について

・各項目の詳細を記載した別紙について、事業予算額の記載はあるが、積立計画金額の記載がないもの

・今回の監査対象年度より前の事例ではあるが、協議書を提出していないもの

⑤実績報告書に添付された決算書の額と総会資料の決算書の額に相違があるもの

⑥交付金の使途が要領に則しているか不明瞭なもの

【要望事項】

(1) 提出帳票について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、引き続き速やかに新様式へ移行すること。なお、支払い調書の使途科目と要領の対象経費は整合させること。

(2) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

津房地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取り組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行ってきたと思うが、引き続き、新計画・組織体制のもと、新たな活動にも取り組むこと。また、地域資源等の活用を図り、自主財源の確保に努めること。

最後に、これからも住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】 該当なし

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領の改正等の周知について

- ①令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。引き続き、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導すること。
- ②令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックが導入されているので、引き続き各協議会への周知を徹底すること。
- ③令和6年度から交付対象事業に「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）」が追加されている。また、各事業の交付申請書類の提出期限も改正されているので、各協議会への周知を徹底すること。
- ④まちづくり協議会の支払い調書の科目は要領の対象経費と整合させること。

(2) 交付金事務について

①交付申請書の提出期限の周知について

交付申請書をすみやかに提出していないものが散見された。交付金の申請において、期限の遵守は絶対条件であり、交付金を受ける上での必須事項であることを周知・徹底し、事前に随時、期限内提出の注意喚起等を行うなど、必ず要領に則した期限内に提出するような対策を講じること。

②交付金積立計画協議書について

各項目の詳細を記載した別紙の提出がなく、積立金の算出根拠が不明なまま積立金の承認をしている。承認に際しては、別紙の提出を求めると共に、積立金の算出根拠を必ず確認すること。

また、今回の監査対象年度より前の事例ではあるが、協議書を提出していないまま積立をしていたものがあつた。交付金の積立は特に必要があると市が認めた場合に限り可能なものであるため、協議書の期限内の提出及び承認額以内の積立を周知すること。併せて、当該事項の課内における今後の確実な引継ぎ対策も講じること。

③交付金の使途の管理について

交付金の使途が要領に則しているか不明瞭なものが散見された。交付金の精算に際しては、実績報告書、領収書等によりその使途を確認し、標記等が不明瞭なものについては、まちづくり協議会に対して使途及び記載方法等の指導又は要領の改正を行うこと。

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 東院内まちづくり協議会
所管課 院内支所 地域振興課

2. 監査の期間 令和6年12月2日から令和6年12月25日まで

3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年3月14日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。

- ①市承認額を超えて積立をしているもの
- ②実績報告書の日付が要領に則していないもの
- ③交付金積立計画協議書の各項目の詳細を記載した別紙について、事業予算額の記載はあるが、積立計画金額の記載がないもの

【要望事項】

(1) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

東院内まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行ってきたと思うが、引き続き、新計画・組織体制のもと、新たな活動にも取り組むこと。また、地域資源等の活用を図り、自主財源の確保に努めること。

最後に、これからも住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】 該当なし

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領の改正等の周知について

- ①令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。引き続き、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導すること。
- ②令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックが導入されているので、引き続き各協議会への周知を徹底すること。
- ③令和6年度から交付対象事業に「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）」が追加されている。また、各事業の交付申請書類の提出期限も改正されているので、各協議会への周知を徹底すること。

(2) 交付金事務について

①実績報告書の日付の周知について

実績報告書の日付が要領に則していないものが散見された。交付金の支給において、要領の遵守は絶対条件であり、交付金を受ける上での必須事項であることを周知・徹底し、事前に随時、提出時の注意喚起等を行うなど、必ず要領に則した提出をするように対策を講じること。

②交付金積立計画協議書について

各項目の詳細を記載した別紙について、事業予算額の記載はあるが、積立計画金額の記載がないため、積立金の算出根拠が不明なまま積立金の承認をしておりまた、その承認額を超えて積立をしているものがあつた。交付金の積立金の承認に際しては、積立金の算出根拠を必ず確認すること。

③交付金の算定基準、交付方法及び積立について

交付金の積立については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金交付要綱第10条で「翌年度以降に実施する事業の計画的な財源確保であると市長が認めた場合に限り、当該年度に交付を受けた交付金を積み立て、翌年度以降に繰り越すことができる」となっている。このため積立は、例えば、将来大きなイベントを計画する場合や高額な備品を購入する場合等、具体的な目標・計画に対して認められるものであるが、単純に余った金額を全て積立しているものが散見される。交付金の目的・本来の趣旨及び管理上の問題も踏まえて、算定基準、交付方法及び金額等の検討を行い積立額が必要以上に過大とならないように対策を講じること。